



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年9月12日金曜日 第1998号

◇ 目次 ◇ 告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....	958
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....	958
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示.....	959
林業用種苗生産事業者の登録.....	959
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	959
基本測量の実施の通知.....	960
公共測量の終了の通知.....	960
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	960
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	960
土地改良区役員の就退任の届出.....	961
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	961
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	961
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	962
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	962
道路の区域変更（一般国道378号）.....	962
開発行為に関する工事の完了.....	962

公安委員会規則

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....	963
-------------------------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	963
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1328号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第8条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、松山保健所及び西条保健所並びに東温市役所及び西条市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
オオノ開発株式会社
松山市北梅本町甲184番地
代表取締役 大野照旺
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の焼却施設（2基）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物（感染性廃棄物、ばいじん）

5 申請年月日

平成20年7月25日

6 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該一般廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、松山保健所及び西条保健所

○愛媛県告示第1329号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、松山保健所及び西条保健所並びに東温市役所及び西条市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
オオノ開発株式会社
松山市北梅本町甲184番地
代表取締役 大野照旺
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設、兼廃油の焼却施設、兼廃プラスチック類の焼却施設、兼その他の焼却施設（2基）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、感染性廃棄物、廃油（特別管理産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、廃酸（特別管理産業廃棄物を含む。）、廃アルカリ（特別管理産業廃棄物を含む。）、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい
- 5 申請年月日

平成20年7月25日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、松山保健所及び西条保健所

○愛媛県告示第1330号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成20年7月愛媛県告示第1089号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場及び松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町河の子336	松山市大手町一丁目13-4 高岡洋文	森林所有者
上浮穴郡久万高原町河の子427、430	松山市南江戸五丁目7-8 ダンガミ・コルテス・マリカ	"
上浮穴郡久万高原町河の子219、220	高知県吾川郡池川町椿山367 中西直恵	"
上浮穴郡久万高原町河の子219、220	高知県吾川郡池川町椿山367 瀧本弘義	"
上浮穴郡久万高原町河の子207	松山市東垣生町631-2 酒井輝明	"

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

○愛媛県告示第1331号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種	穂	名称	所在地
396	中島敏幸	八幡浜市日土町6番耕地3377番地1			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	八幡浜市日土町

○愛媛県告示第1332号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
松山市米野町乙193-11、乙193-13	松山市小坂四丁目421 村上重三郎	森林所有者
松山市米野町乙192-25	大阪府堺市北条町一丁目56-4 弓立喜久子	"
松山市米野町乙193-11、乙193-13	松山市旭町46 近藤三郎	"
松山市米野町乙189、乙196-2、乙196-3、乙195	松山市米野町甲170 大西鉄五郎	"
松山市米野町乙193-19	松山市柳井町二丁目19-12 清水亨	"

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年9月12日

北条港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

第1工区

松山市北条辻1603番1の地先公有水面

第2工区

松山市北条1082番1から同市北条辻1603番1までの地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線及び7点と1点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位(C.D.L.+3.33メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度58分34秒、東経132度46分15秒の地点

1点は、基点から真北29度59分37秒28.69メートルの地点

2点は、1点から真北23度45分10秒38.50メートルの地点

3点は、2点から真北293度49分40秒0.78メートルの地点

4点は、3点から真北23度54分05秒8.01メートルの地点

5点は、4点から真北114度06分21秒0.77メートルの地点

6点は、5点から真北23度38分45秒15.24メートルの地点

7点は、6点から真北336度02分15秒2.92メートルの地点

第2工区

次の7点から13点までを順次直線で結んだ線及び13点と7点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位(C.D.L.+3.33メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度58分34秒、東経132度46分15秒の地点

7点は、基点から真北24度20分30秒92.23メートルの地点

6点は、7点から真北156度02分15秒2.92メートルの地点

8点は、6点から真北108度29分16秒39.04メートルの地点

9点は、8点から真北18度46分46秒0.79メートルの地点

10点は、9点から真北108度23分06秒7.99メートルの地点

11点は、10点から真北198度19分07秒0.78メートルの地点

12点は、11点から真北108度27分38秒37.39メートルの地点

13点は、12点から真北63度26分31秒3.68メートルの地点

(3) 面積

第1工区 158.78平方メートル

第2工区 226.56平方メートル

合計面積 385.34平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年1月16日 愛媛県指令17港第530号

4 しゅん功認可年月日

平成20年9月12日

○愛媛県告示第1333号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量(空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業)

2 作業期間 平成20年9月12日から平成21年3月20日まで

3 作業地域 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町

○愛媛県告示第1334号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間 平成20年7月1日から平成20年8月19日まで

3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第1335号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
愛第1号	宇和島市栄町港3丁目303番地	えひめ南農業協同組合	南宇和郡愛南町城辺乙451番地	平成20年7月11日

○愛媛県告示第1336号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定によ

り告示する。

平成20年 9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
御第 12号 の2	南宇和郡愛南町御荘平城3063番地	南宇和地区食品衛生協会	南宇和郡愛南町御荘平城3063番地 愛南町役場御荘支所内	平成20年 7月15日

○愛媛県告示第1337号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、朝倉村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 9月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 悟	今治市朝倉南甲312番地
"	山 内 哲	今治市朝倉上甲1594番地
"	越 智 存	今治市朝倉上甲87番地
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地 1
"	渡 辺 隆 弘	今治市朝倉上甲920番地
"	武 田 孝 雄	今治市朝倉上甲2247番地
"	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	越 智 巧	今治市朝倉上甲2725番地 1
"	菅 朗 富	今治市朝倉南乙18番地 2
"	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
"	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲591番地 6
"	南 條 泉	今治市朝倉下甲1182番地
"	日 浅 正 則	今治市朝倉下甲680番地 2
"	白 石 末 光	今治市朝倉下甲957番地 1
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	後 山 和 良	今治市古谷甲 4 番地 3
"	清 水 俊 仁 郎	今治市古谷甲96番地 2
監 事	越 智 健 裕	今治市朝倉上甲2017番地
"	菅 敏 朗	今治市朝倉北甲360番地
"	石 丸 孝 光	今治市朝倉下甲174番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 悟	今治市朝倉南甲312番地
"	山 内 哲	今治市朝倉上甲1594番地

"	松 本 學	今治市朝倉上甲127番地 3
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地 1
"	越 智 眞 作	今治市朝倉上甲943番地 6
"	越 智 誠 一	今治市朝倉上甲2126番地 2
"	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	武 田 國 雄	今治市朝倉上甲2800番地 2
"	菅 朗 富	今治市朝倉南乙18番地 2
"	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
"	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲591番地 6
"	南 條 泉	今治市朝倉下甲1182番地
"	日 浅 正 則	今治市朝倉下甲680番地 2
"	白 石 末 光	今治市朝倉下甲957番地 1
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	大 仲 康 廣	今治市古谷甲607番地
"	吉 井 松 見	今治市古谷乙236番地 2
監 事	竹之内 正 治	今治市朝倉上甲2371番地 1
"	菅 敏 朗	今治市朝倉北甲360番地
"	山 本 順 一	今治市朝倉下甲751番地

○愛媛県告示第1338号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）変更計画書の写し
 - 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成20年 9月16日から10月15日まで
- 縦覧場所
今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1339号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 9月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20東四土(開)第11号 平成20年9月3日	四国中央市金生町山田井字坂ノ口乙17番1、乙18番1、乙18番3、乙18番6、乙19番1、乙20番1、乙20番2、乙20番7、乙20番8、乙20番9、11番、1122番及び1122番2	四国中央市金生町山田井4-1 星川純一

○愛媛県告示第1340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年9月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20東四土(開)第12号 平成20年9月3日	四国中央市下柏町字埃田787番1、789番1、789番4、792番1、792番3、793番1、同市下柏町字藤松788番1、同市下柏町字柿木上口790番1、790番4、790番5、790番6及び790番7	四国中央市下柏町780番 マルウ接着株式会社 代表取締役 横尾 誠二

○愛媛県告示第1341号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・日野浦地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月12日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業(農業用道路整備事業・日野浦地区)変更計画書の写し
 - 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成20年9月16日から10月15日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第1342号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・直瀬蒔立地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月12日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・直瀬蒔立地区)計画書の写し
 - 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成20年9月16日から10月15日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第1343号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	378号	伊予市下吾川1466番2地先から 同市米湊803番21地先まで	旧	メートル 75~13.8	キロメートル 0.400	
			新	12.0~21.1	0.402	

○愛媛県告示第1344号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年9月12日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建(開)第28号 平成20年9月2日	伊予郡松前町大字徳丸字植木ノ元1137番6	伊予郡松前町大字徳丸1137番地3 門屋将人
20中局建(開)第29号 平成20年9月2日	伊予郡松前町大字徳丸字灯明田276番2	伊予郡松前町大字徳丸648番地 弓立計太

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月12日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する事務の委任) 第2条 省略 2 公安委員会は、法第42条第3項の規定により、法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、 <u>第30条及び第30条の3</u> の規定による命令を警察署長に委任する。	(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する事務の委任) 第2条 省略 2 公安委員会は、法第42条第3項の規定により、法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項及び第30条 _____ の規定による命令を警察署長に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第6号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月12日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表1(第2条関係) 本部長の専決事項 <table border="1"> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)</td> <td>1~5 省略 6 <u>第32条の2第5項</u>の規定による愛媛県暴力追放運動推進センターに対する財産の状況等の改善命令 7 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	法令	専決事項	省略		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	1~5 省略 6 <u>第32条の2第5項</u> の規定による愛媛県暴力追放運動推進センターに対する財産の状況等の改善命令 7 省略	省略		別表1(第2条関係) 本部長の専決事項 <table border="1"> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)</td> <td>1~5 省略 6 <u>第31条第5項</u>の規定による愛媛県暴力追放運動推進センターに対する財産の状況等の改善命令 7 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	法令	専決事項	省略		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	1~5 省略 6 <u>第31条第5項</u> の規定による愛媛県暴力追放運動推進センターに対する財産の状況等の改善命令 7 省略	省略	
法令	専決事項																
省略																	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	1~5 省略 6 <u>第32条の2第5項</u> の規定による愛媛県暴力追放運動推進センターに対する財産の状況等の改善命令 7 省略																
省略																	
法令	専決事項																
省略																	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	1~5 省略 6 <u>第31条第5項</u> の規定による愛媛県暴力追放運動推進センターに対する財産の状況等の改善命令 7 省略																
省略																	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。